

日経 JAPAN1000 算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- ・本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経 JAPAN1000」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- ・本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2013年7月16日版)

1：考え方

日経 JAPAN1000 は、株式市場全体の動向に連動させた運用をめざす方々のベンチマークとなることを主目的に設計した浮動株の調整を加味した時価総額型の指数です。

2：銘柄管理

(1) 基本事項

日経 JAPAN1000 の構成銘柄数は、原則として 1000 銘柄です。毎年 10 月の下旬に構成銘柄を定期見直しします。翌年の定期見直しまでの間に生じた臨時の銘柄除外や採用によって、1000 銘柄に満たない銘柄数で算出する場合や、逆に 1000 銘柄を超える銘柄数となる場合がありますが、期中は銘柄数を調整せず、毎年定期見直し時に 1000 銘柄にそろえ直します。

(2) 対象銘柄

指数選定の対象となる銘柄は、国内証券取引所に上場する全銘柄（親株式、内国株）。ただし、ETF、REIT、優先出資証券、子会社連動配当株式など普通株式以外と、整理銘柄を除きます。

(3) 定期見直し

- ① 毎年、10 月下旬に、構成銘柄の定期見直しを実施します。以下のルールは 2005 年に実施の定期見直しから適用し、それ以前の銘柄選定は、後記 4 - (1) によっていません。
- ② 定期見直しは、銘柄数を 1000 銘柄にそろえること、および浮動株調整（後記 3 - (3) 参照、以下同様）した時価総額ベースで相対的に増加したものを採用し、低下したものを除外することで、指数の市場代表性を維持するために実施します。
- ③ 定期見直しは以下の手順で実施します。
 - i. (選定対象)

国内上場全銘柄のうち、

 - ・上場後 6 ヶ月未満の銘柄（ただし、持ち株会社化等による事実上の継続上場はこの限りではありません）
 - ・直近 1 年の値付き率が 95% 未満の銘柄は定期見直し時の選定対象から除外します。また、見直し時に企業再編や上場廃止が予定されている銘柄は、それらの事象を織り込んだうえで選定対象を決定します。
 - ii. (選定指標)

過去 2 年間の浮動株調整済み時価総額。
 - iii. (採用と除外)

前項 ii の時価総額値で対象銘柄をランキングし、

 - ・上位 500 位以内の未採用銘柄を採用し、

- ・ 下位 1501 位以下の既採用銘柄を除外します。

iv. (銘柄数の調整)

前項のプロセスの結果、1000 銘柄とならない場合は、以下の手順で 1000 銘柄になるように追加採用・除外します。

- ・ 前項までで 1000 銘柄を超える場合は、1000 銘柄となるまで、1500 位以内で順位の低い既採用銘柄を順次除外します。
- ・ 前項までで 1000 銘柄に満たない場合は、1000 銘柄となるまで、501 位以下で順位の高い未採用銘柄を順次採用します。

v. (採用時特例)

新規に採用される銘柄の浮動株調整済み時価総額が、同年 10 月初時点の指数構成銘柄全体の浮動株調整済み時価総額の 1% を大きく超える場合は、1 回あたりの追加が 1% を越えない範囲で複数回に分けて採用する（指数に組み入れる）ことがあります。採用方法は銘柄の発表時に開示します。

(4) 臨時入れ替え

① 構成銘柄に上場異動が生じた場合や、市場に大型銘柄が出現した場合に、臨時の除外や採用を実施します。なお、臨時の除外や採用を行う場合に、銘柄数を 1000 銘柄にそろえるための、補充や除外は実施しません。1000 銘柄にそろえる措置は定期見直しに行うものとし、次回定期見直しまでの間は、1000 銘柄に満たない、または 1000 銘柄を超える銘柄数で指数の算出を継続します。

② 臨時の除外・採用は以下の事象に対して実施します。

i. (除外対象と実施方法)

- ・ 整理銘柄。整理銘柄指定から 3 日間の売買を経た後に除外。
- ・ 経営破たん等による即時上場廃止銘柄。即時除外。
- ・ 事業再編に伴う上場廃止銘柄。次項参照。
- ・ 株式公開買付 (TOB) 等により事実上他社の 100% 近い子会社となっても、取引所の上場制度から相当期間上場が維持されるなど、実質的に上場銘柄としての機能を失ったと認められる銘柄。状況検討の上、除外することがあります。
- ・ なお、監理銘柄については、事業継承の可能性など事案ごとに除外の可否を決定します。

ii. (採用対象と実施方法)

- ・ 新規に上場した銘柄が株式市場全体に大きな影響を与えると認められる場合には、同銘柄を定期見直しを待たず採用することがあります。臨時採用を必要と認めた場合は採用タイミング・方法を事前発表します。
- ・ 既上場の未採用銘柄が、事業再編などにより経営実態を大きく変化させ、株式市場全体に大きな影響を与えると認められる場合には、同銘柄を定期見直しを待たず採用することがあります。臨時採用を必要と認めた場合は採用タイミング・方法を事

前発表します。

- ・かかる臨時採用に際しても、その時点での構成銘柄時価総額全体に与えるインパクトが1%を超える銘柄は、定期見直しに準じ、分割して組み入れることがあります。

(5) 銘柄の継承（事業再編の取扱い）など

- ① 合併や持ち株会社化など事業再編に伴って指数構成銘柄が上場廃止となる場合は、当該銘柄の事業を継承する銘柄(統合先企業)を継続して採用することを原則とします。
- ② 構成銘柄がかかる事業再編により上場廃止となる場合、上場廃止後も一定期間採用を継続し、指数算出に加えます。計算上の取扱いは3-(6)を参照。
- ③ 以下に取扱いを例示します。
 - i. 統合先企業が既存の上場銘柄であり、かつ既に指数構成銘柄である場合
統合日(=合併期日、株式交換日等)の前日まで廃止銘柄を継続採用する。(統合日以降は、当該上場廃止銘柄数だけ指数構成銘柄は減少)
 - ii. 統合先企業は既存の上場銘柄であるが、指数には未採用の銘柄である場合
統合日の前日まで廃止銘柄を継続採用し、かつ統合先銘柄を統合日から採用する。
(構成銘柄を統合先銘柄が継承)
 - iii. 統合先企業が新設会社(持ち株会社等)であり、当該銘柄が統合手続き後すみやかに新規上場する場合
新設会社を上場翌日に採用するものとし、同銘柄が採用される日の前日まで廃止銘柄を継続採用する。(構成銘柄を統合先の新設銘柄が継承)
- ④ 前項の事例以外の特殊な事業再編事例や、構成銘柄の上場等に関して不測の事象が生じた場合には、その都度検討の上、取扱いを発表します。

3 : 指数の計算

(1) 基本事項

- ・時価総額加重方式の株価指数(配当再投資は考慮せず)
- ・小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで。単位はポイントとする。
- ・2002年11月1日の値を1000とする。
- ・計算は1分間隔で計算。9:01~11:30、12:31~15:30。
 - ※2011年11月21日より昼休み短縮、それ以前は次の通り
(全日) 9:01~11:00、12:31~15:30
(半日) 9:01~11:15
 - ただし、半日立会は2009年12月30日の大納会より廃止
 - ※リアルタイム算出は2005年4月25日から、それ以前は終値ベース

(2) 算式

以下の算式に従って、算出する。

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時点の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 1000$$

$$\text{算出時点の時価総額} = \Sigma \{ \text{株価} \times \text{発行済株式数 (普通株ベース)} \times \text{IWF} \}$$

※IWF=浮動株比率 (Investable Weight Factor)

市況変動によらない時価総額の増減については、連続性を維持するために、基準時価総額を修正します。(修正タイミングと方法は「(5) 株数管理」参照)

(3) 浮動株調整

①算定方法

日経独自調査(年2回、本決算及び中間決算時)の「大株主情報」、および有価証券報告書記載の「保有有価証券(株式)情報」から、親会社や持ち合いなど長期保有目的と認められる株主が保有する株数(固定保有株式数、普通株式)を算出。普通株ベースの総発行済株式数に占める比率を固定株比率とし、「1-固定株比率」を浮動株比率(IWF)とします。

i. IWFは1%(0.01)単位

ii. 「長期保有と認められる株主」とは以下に該当する株主とします。

- ・持ち株比率が40%以上の株主
- ・政府・地方公共団体、再生機構等
- ・普通銀行(都市銀行、地方銀行)、内国信託銀行(信託分は除く。ただし退職給付信託設定分は長期保有とみなす)
- ・生命保険会社、損害保険会社、証券会社
- ・一般事業会社
- ・創業者・経営者、役員など個人、自社株

②反映時期

i. (定期見直し)

原則として年1回、銘柄の定期見直しに合わせてIWFの見直し結果を反映します。前年のIWF(次項により期中に変更した場合には当該値)と10%(0.1ポイント)以上変化があった場合にのみ変更するものとし、10%未満の変化に対しては前年のIWF値を継続使用します。

ii. (臨時見直し)

政府保有の変更、第三者割当増資、株式公開買付などIWFに大きな影響を及ぼす事象が発生した場合には、随時、IWFを見直すことがあります。当該見直しにあつて第三者割当て増資など実質的な調整を要しないもの(連動運用に対してニュートラルなもの)については、普通株式数の変更タイミングに同期してIWFを変更します。また、採用銘柄同士の合併・統合の場合は両銘柄のIWFを勘案し、存続銘柄のIWFを変更し

ます。臨時見直しの場合には変化幅が10%未満であっても変更します。

(4) 株価

① 価格採用市場（優先市場）の決定

国内の複数の証券取引所に上場する銘柄（重複上場銘柄）は、原則として次の方法により、価格採用市場を決定、反映します。

i. (市場決定方法)

- ・複数市場で取引される銘柄は、月末時点で直近3ヵ月（のうちの重複期間）の日々単位での売買高を比べ、優劣をポイント化して優先市場を選定（同じ評価点となる場合は総売買高の多い市場）。

ii. (反映時期)

- ・新規に採用する銘柄は、直近時点での優先市場を採用。
- ・通常は、原則として毎月月末時点で前項の優先市場決定ルールに基づいて優先市場を見直します。

iii. (反映特例)

- ・新たに他市場に重複上場し、旧優先市場から新規上場市場に売買の主体が移った場合など、優先市場に明らかな変化が生じたと認められる場合には、優先市場を見直すことがあります。
- ・新たに他市場に上場する一方、旧優先市場で上場廃止するために整理銘柄に指定される場合には、旧優先市場から新規上場市場に優先市場を切り替えます。

② 採用価格

価格採用市場での、指数算定時の価格は以下の優先順位で採用します。優先市場ベースで指数に算入するため、重複上場銘柄にあって、優先市場で値付かずの場合に、他市場の価格を採用することはありません。

(1) 東証銘柄

- ① 特別気配または連続約定気配、② 現在値、③ 基準値（遡及値、修正理論値等）の順

(2) 名証などその他取引所銘柄

- ① 特別気配または連続約定気配、② 現在値、③ 基準値（遡及値、修正理論値等）

(5) 株数管理

構成銘柄の発行済株数は、増資等の資本異動や転換社債の株式転換、自社株消却などにより変動します。指数算出上のかかる事象に対する株数調整ならびに基準時価総額の調整は以下のとおり行います。

① 株数の調整

- i. 株式分割、株式併合、株主割当有償増資など市況によらない株価変動要因のある事象に対する株数の変更を、いわゆる権利落ち日ベースで反映します。

- ii. 前項に該当する事象以外の公募増資、第三者割当増資、転換社債等の株式転換、自社株消却などに伴う株数の変更は、前月の月末営業日の2営業日前から当月の月末営業日の3営業日前までに判明した事象を、当月の月末営業日にまとめて反映する。

②基準時価総額の調整

市況変動によらない時価総額の増減については、連続性を維持するために、以下の方法により基準時価総額を修正します。

i. (対象となる事由)

- a. 銘柄入れ替え (除外・採用)
- b. 以下の事由による株式数の異動
 - ・株主割当有償増資
 - ・公募・第三者割当増資
 - ・合併
 - ・転換社債・優先株の株式転換、自社株消却など
 - ・IWFの変更

ii. (調整タイミング)

- a. 銘柄入れ替えは、入れ替え当日
- b. 株主割当有償増資は権利落ち日
- c. 公募・第三者割当増資は、(株数調整に連動させて)月末営業日
- d. 合併は、月末営業日 (採用銘柄が他の採用銘柄に合併される場合は合併日)
- e. 転換社債・優先株の株式転換、自社株消却等は、月末営業日

iii. (調整方法)

以下の式による値を当日以降の基準時価総額とします。

修正後の基準時価総額＝	
修正前日の基準時価総額	$\times \frac{\text{修正前日の浮動株調整時価総額} + \text{修正額合計}}{\text{修正前日の浮動株調整済時価総額}}$

修正額合計は採用銘柄毎の修正額の合計値です。各修正額は、その発生事由により次のように求めます。

事由	修正額算出式
銘柄採用	+ 前日採用株価 × 株式数 × IWF
銘柄除外	- 前日採用株価 × 株式数 × IWF
有償増資	+ 払込金 × 有償による増加株数 × IWF

公募増資	+ 前日採用株価 × 公募による増加株数 × IWF
合併	+ 前日採用株価 × 合併による増加株数 × IWF
株式転換等	+ 前日採用株価 × 転換・行使による増加株数 × IWF
自社株消却	- 前日採用株価 × 自社株消却による減少株数 × IWF
IWF 変更	+ 前日採用株価 × 株式数 × (当日 IWF - 前日 IWF)

(6) 事業再編等の取り扱い

事業再編等に伴い、被再編銘柄が上場廃止となる場合は、上記 2 - (5) により、所定の期間、当該銘柄の指数算入を継続しますが、この場合の採用価格・採用株数は最終取引日の終了時点で使用した値を継続するものとします。

4 : 過年度データの算出について (参考)

日経 JAPAN1000 は、上記 3 : 指数の計算のとおり 2002 年 11 月 1 日=1000 として算出しますが、過年度は 1986 年 11 月 1 日まで遡及計算しています。ただし算出の都合上、上記 2 : 銘柄管理及び 3 : 指数の計算に記載の方法以外の算出ルールによっている部分があります。以下に相違点を記します。

(1) 銘柄

- ① 1988 年以降は毎年 11 月第 1 営業日時点で存在する銘柄を対象として、2 - (3) - ③に基づき、浮動株調整済み時価総額の上位 1000 銘柄を指数構成銘柄としています。定期入れ替えルールは適用せず、毎年銘柄を全面的に見直す方式によっています。ただし 1986 年 11 月 1 日から 1988 年 10 月 31 日までの間は、1988 年 11 月 1 日付け選定の銘柄を構成銘柄としています。
- ② 翌年の入れ替えまでの間、2 - (4) (臨時入れ替え) のうち、事業再編に伴う上場廃止に該当する事由については発生の都度、期中に反映させています。臨時採用に該当する事例はありません。また 2 - (5) (銘柄の継承など) の取扱いは同ルールに準拠しています。
- ③ 値付き率を算出するための優先市場は、1998 年以前は直近 3 ヶ月間の売買高の最も多かった市場を、1998 年以降は日経厚基連基準に基づいた市場 (3 - (4) - ① - i 準拠) を用いています。
- ④ 1991 年 11 月以前については、上場来 1 年以上経過した銘柄のみ選定の対象としました。

(2) 浮動株調整

- ① 浮動株調整のための IWF 値は、1990 年、1995 年、1997 年と 2000 年以降は毎年定期銘柄見直し時に測定しています。

- ②1990年の値は1986年から1995年10月までの間、1995年の値は1995年11月から1997年10月までの間、1997年の値は1997年11月から2000年10月の定期銘柄見直し直前まで適用し、2000年以降は、各年の値を通常ルールに準じて利用しています。
- ③IWFに影響を与える事象のうち、政府保有の変更、第三者割当増資、株式公開買付など大きな影響のあるものは、事象発生にあわせて変更を反映しています。(2002年10月までは政府保有の変更のみ)

(3) 株数管理など

- ①上記3-(5)-①-iiに該当し、通常ルールでは月末反映させるべき株数は、過年度遡及期間中、1986年11月1日から2004年11月30日までの間は、事象発生之都度、指数算定に反映し、所要の基準時価総額修正を行っています。2004年12月から2005年2月までは月初に反映。月末変更は3月から。
- ②重複上場銘柄に対する優先市場は、2004年11月1日の銘柄選定時に決定した優先市場を過去に遡って適用しています。遡及期間中に上場廃止となった銘柄は一律、東証、大証、名証、その他取引所、ジャスダック(旧店頭)の優先順で価格採用市場を決定しています。

5 : 配当込み指数の算出方法(参考)

日経 JAPAN1000 は、上記のリアルタイムでの算出指数のほか、配当のリターン、再投資を加味した「配当込み指数」もあり、これは日々終値ベースで算出します。年金資産運用など、運用成果(日々のリターン)の測定を目的としたもので、運用評価用途に適した工夫を加えています。2005年5月から公表予定。以下にリアルタイム指数との相違点を記します。

(1) 名称・構成銘柄

「日経 JAPAN1000D」と呼称し、構成銘柄は過年度遡及分を含めて「日経 JAPAN1000」と同様です。

(2) 計算

①採用する株価

終値優先とし、具体的には、以下の優先順で株価を採用します。

(1)東証銘柄

①終値、②特別気配または連続約定気配、③前日値、④前日採用株価(権利落ち調整)

(2)名証などその他取引所銘柄

①終値、②特別気配または連続約定気配、③前日値、④前日採用株価(権利落ち調整)

②計算タイミング

大引け後に1日1回、終値ベースで計算します。

(3) 配当の反映

以下の方法により、構成銘柄の配当授受を指数算出に反映します。

① 落ち日の処理

配当落ち日時点で日経予想配当により基準時価総額を修正します。3-(5)-②-iiiの「事由」に「配当」を加え、「修正額算出式」としては「-配当額(1株当たり)×前日の発行済株式数×IWF」となります。

② 実績調整

配当の実績調整は行いません。

6 : その他

(1) 利用許諾

「日経 JAPAN1000」は日経の知的財産であり、同指数の算出、数値の公表、利用など指数に関するすべての権利は日経が有している。このため、「日経 JAPAN1000」の一部または全部を利用した先物・オプションなどの金融派生商品の提供、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供など、「日経 JAPAN1000」の一部または全部を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要となる。

(2) 免責

「日経 JAPAN1000」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。

「日経 JAPAN1000」の算出において、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、日経は、「日経 JAPAN1000」がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、「日経 JAPAN1000」等の算出において、数値に誤謬が発生しても、日経は一切その責任を負わない。

資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

(3) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室

電話：03-6256-7341、メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 改定履歴

<2005年10月17日版>

- (1) 2 - (3) - ③ - i 定期見直しの選定対象について、企業再編や上場廃止が見込まれる銘柄への対応を追加。
- (2) 3 - (3) - ① - ii 長期保有の定義に「退職給付信託設定」を追加。
- (3) 3 - (4) - ① - ii 優先市場の見直しを原則年1回から原則毎月末に変更。

<2006年10月18日版>

- (1) 5 - (3) - ② 配当実績調整の中止
2006年9月(6月配当落ち分)まで下記の方法で実績調整していましたが、10月の処理から調整なしに変更。

『配当落ち日の月から3ヵ月経過後の月末(例:3月決算会社の期末配当の場合は6月末)に、発表された実績配当と配当落ち日時点の予想配当の差額を調整します。なお、配当落ち日後、実績調整までの間に指数から除外された(指数に採用された)銘柄については配当実績調整の対象としません。』

<2010年1月4日版>

- (1) 3 - (4) - ②の採用価格に関する変更。

<2010年10月12日版>

- (1) 3 - (4) - ②の採用価格に関する変更。
- (2) 5 - (2) - ①の採用価格に関する変更。

<2011年4月22日版>

- (1) 3 - (5) - ①の株数調整(ii)に関する変更。

<2011年12月30日版>

- (1) 資料フォーマットを変更。
- (2) 3 - (1) 指数計算時間に関する変更。

<2013年7月16日版>

- (1) 3 - (4) - ②の採用価格に関する変更。
- (2) 5 - (2) - ①の採用価格に関する変更。